

## 島根県林業・木材産業循環成長対策交付金交付要綱

令和5年4月28日付け林第21号  
(最終改正：令和6年5月7日付け林第5号)

### (通則)

第1 知事は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）等に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (事業の趣旨)

第2 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。

### (対策の内容)

第3 第1に規定する補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるところによる。

2 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。

(1) 林業・木材産業循環成長対策

- ① 林業・木材産業生産基盤強化対策
- ② 再造林低コスト化促進対策

### (交付申請)

第4 県規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別紙様式第1号のとおりとし、その提出時期は、毎年度知事が別に定める日までとする。

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合について

は、この限りでない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第5 補助事業者は、県規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別紙様式第2-1号の交付金変更承認申請書を知事に提出するものとする。ただし、次の各号以外の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業実施主体ごとに配分された額を増額又は減額しようとするとき。
- (2) 事業内容の区分ごとに事業計画の内容を追加しようとするとき。
- (3) 事業計画の目標単位での指標（指標の種類及び数値）の変更、追加及び廃止をしようとするとき。
- (4) 事業内容を中止又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、県規則第9条第2項の規定に該当する場合には、別紙様式第2-2号を知事に提出するものとする。

(繰越承認申請)

第6 第5第2項のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、別紙様式第3号の交付金繰越承認申請書を知事に提出するものとし、別紙様式第2-2号の提出に代えることができる。

(遂行状況等)

第7 補助事業者は、事業に着手（完了）したときは、速やかに別紙様式第4号を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、交付金の交付決定のあった年度の9月30日現在において、別紙様式第5号による遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月20日までに提出するものとする。

3 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告等)

第8 県規則第10条の実績報告書の様式は、別紙様式第6号のとおりとし、当該報告書に交付金事業の成績書及び収支精算書を添付するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付金交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4第2項ただし書に該当した補助事業者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

5 前項による報告は、別紙様式第7号により第1項の実績報告を提出した年の6月15日までに行うものとする。ただし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年の6月15日までに報告するものとする。

(概算払請求等)

第9 交付金の交付は精算払を原則とするが、知事が認める場合において、事業の当該年度内完成を確実なものとするため概算払を受けようとする場合には、別紙様式第8号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(処分の制限を受ける機械及び器具)

第10 県規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

(帳簿等の保存)

第11 補助事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、とともに、当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間、施設整備に係る事業については処分制限期間を経過するまで整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間中、別紙様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を作成し提出するとともに、その他の関係書類と併せて保管しなければならない。

(書類等の提出)

第12 補助事業者が、この要綱により、知事に提出する書類は、1部とし、流域林業活性化センターを除く隠岐支庁、農林水産振興センター及び農林水産振興センター地域事務所の複数の管内で事業を行う補助事業者が提出する場合は林業課もしくは森林整備課、それ以外の補助事業者が提出する場合は、所轄の隠岐支庁、農林水産振興センター又は農林水産振興センター地域事務所を経由し、林業課もしくは森林整備課に提出するものとする。

(交付金の交付条件)

第13 補助事業者は、交付金の申請に当たり、(5)に規定する誓約書を提出した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の(1)～(7)に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、県規則及び本要綱に従うこと。

(2) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつ

て、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による交付金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等に乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (4) 別表の区分の欄に掲げる I の 1 の事業においては、補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (5) 市町村以外の補助事業者は、交付金の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」（別記様式第 10 号）を添付しなければならない。
- (6) 補助事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (7) 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名の競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（指導等）

第14 知事は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者等に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（その他）

第15 本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行し、令和 5 年度交付金より適用する。

（通則）

2 この改正後の交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとし、改正前の本要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例によるものとする。



		(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)及び選定経営体(島根林業魅力向上プログラム登録事業体をいう。以下同じ。)	
(2) 路網整備・機能強化	(1) 林業専用道(規格相当)の整備 (2) 森林作業道の整備 (3) 林道等の機能強化 (4) 森林作業道の機能強化 (5) 林業専用道(規格相当)の復旧	県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	(1)・(2)については、定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき知事が定めるものとする) (3)～(5)については、1/2以内
(3) 高性能林業機械等の整備	(1) 林業機械作業システム整備 (2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備 (4) 附帯事業((1)から(3)までの施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び広域利用林業機械の整備を実施するもの(林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、知事が林野庁長官等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。))に限る。)	(1)については、定額(1/3以内) ただし、(1)のうち、林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては定額(1/4以内)、スイングヤード、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等にあっては定額(4/10以内)、実践体制評価を受け評定されているなどの場合、新たに造林事業を開始する者にあっては定額(1/2以内) (2)～(4)については、定額(1/2以内)
(4) 木材加工流通施設等の整備	1 木材加工流通施設整備 2 森林バイオマス等活用施設整備	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及	定額(1/2以内) 木材集出荷用機械(原木輸送用トラック)の導入にあっては、定額(1/3以内)

		び地域材を利用する法人等	ただし、木材処理加工装置及び木材集出荷販売施設のうち、中核製材工場及び市場機能を補完する中間土場の整備にあつては、補助対象経費の1/6を加算し定額(2/3以内)。なお、1事業実施主体あたりの加算額の上限額は、木材処理加工装置が55,000千円、木材集出荷販売施設が13,000千円とする。 また、市場機能を補完する中間土場の整備のうちソフト経費にあつては、定額(1/2以内)とし、上限額を2,000千円とする。
(5) 木質バイオマス利用促進施設の整備	1 未利用間伐材等活用機材整備 2 木質バイオマス供給施設整備 3 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	1 については、定額(1/2以内) 2 については、定額(1/3、15/100以内) 3 については、定額(1/3以内) ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める場合を除き、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあつては、定額(1/2、1/3以内) 定額(1/2以内)
(6) 特用林産振興施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	定額(1/2以内)
(7) 木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、	定額(1/2以内) ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いも

		地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体	の等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）
2 森林整備 ・林業等振興推進交付金	本要綱に基づいて行う事業に要する経費		
(1) 森林整備地域活動支援対策 ① 森林経営計画作成促進 ② 森林境界の明確化 ③ 森林所有者の探索 ④ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	本経費の取り扱いは、島根県森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成14年5月27日林管発第90号）による	市町村、選定経営体等	定額
(2) 山村地域の防災・減災対策	山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備	県	定額（1/2以内）
(3) 森林資源保全対策 ① 森林資源保護の推進 ② 森林環境保全の	森林病虫害の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策（森林保全管理対策、林野火災予防対策）	県、市町村、森林組合、森林所有者又は関係都道府県知事が適当と認めた者等	定額（1/2以内）

<p>推進</p> <p>(4) 林業の多様な担い手の育成</p> <p>① 持続的な林業経営の確立</p> <p>② 出荷ロットの大規模化等の推進</p> <p>③ 人材の確保・育成・定着</p> <p>④ 新たに造林事業を開始する者等の育成</p> <p>⑤ 労働安全の確保</p> <p>⑥ 特用林産物の担い手の育成</p> <p>(5) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p>選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、造林事業を開始又は自伐型林業等の推進のための必要な研修及び資機材の整備、林業労働災害防止のための研修、特用林産物の生産技術向上や生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修等</p> <p>林業機械導入</p>	<p>県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体、林業者等の組織する団体の所属員で知事が認める者、林業・木材製造業労働災害防止協会の県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等</p> <p>県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体に限る。）</p>	<p>定額（1/2以内）</p> <p>定額（リース物件価格の1/4、1/3、4/10、1/2以内）</p>
<p>II 再造林低コスト化促進対策</p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金</p>	<p>区分の欄の1の(1)・(2)の事業を実施するのに要する次の経費</p>		

	<p>1 事業費 本要綱に基づいて要領別表1のⅡに掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事業費 区分の欄の1の(2)についてのみ、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費</p> <p>3 附帯事務費 (1) 県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>		<p>区分の欄の1の(1)・(2)のとおり</p> <p>定額 (1/2以内)</p> <p>定額 (1/2以内)</p>
(1) 低コスト再造林対策	<p>(1) 低コスト造林の支援 (2) 機械器具の整備 (3) 関連条件整備活動</p>	<p>県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体、森林所有者</p>	<p>定額 (1/2、2/3以内)</p>
(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備	<p>(1) コンテナ苗生産基盤施設等 (2) コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 (3) 普通苗生産基盤施設等</p>	<p>県、市町村、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他知事等が認める団体等</p>	<p>定額 (1/2以内)</p>

別紙様式第1号

注1) 表題の下の【 】内には、本要綱の別表のⅠ～Ⅱの対策名または事業名（林業・木材産業生産基盤強化対策等）を記入する。

注2) ( )内には、「島根県林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年4月3日付け林第27号。以下「要領」という。）の別表1からメニュー名を記入する。以下の様式も同じ。

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金交付申請書

【  
( )】

年度において、下記のとおり島根県林業・木材産業循環成長対策交付金事業を実施したいので、交付金 円を交付されたく申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

計画作成年度： 年度

区 分	総事業費 (A+B+C+D)	交付金事業に 要する経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				備 考
			県交付金(A)	市町村費(B)	制度融資(C)	その他(D)	
附 帯 事 務 費	円	円	円	円	円	円	
事 業 費							
計							

(注) 本要綱の別表メニュー欄の附帯事業がある場合には、当該附帯事業費を備考欄に記入し、総事業費、交付金事業に要する経費、経費内訳ともに内数として計上すること。

(2) 事業計画

メニュー	事業種目	事業主体名	施行箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量		総事業費 (A+B+C+D)	交付金事業に要する経費 (A+B+C+D)	経費内訳				工期		受益戸数	備考
						A	B			県交付金 (A)	市町村費 (B)	制度融資 (C)	その他 (D)	着手予定年月日	完了予定年月日		
								円	円	円	円	円	円				
	事業費計																
	合計																

- (注) 1. 本要綱の別表のI 林業・木材産業生産基盤強化対策の間伐材生産、路網整備・機能強化を申請する場合は、「別紙実施要領様式1の1、様式1の2のとおり」と記載し、要領の様式1の1及び様式1の2を添付することとする。
2. 「メニュー」及び「事業種目」欄は要領の別表2に基づき、また「工種又は施設区分」欄は本要綱の別表に基づき記載することとし、「事業量」及び「総事業費」の欄は、工種又は施設区分ごとに記載し、「交付金事業に要する経費」、「経費内訳」及び「受益戸数」の欄は、事業主体ごとの「計」の欄に記載すること。  
ただし、同一事業種目内に交付率の異なる工種又は施設区分のある場合は、それぞれ「細計」をとり「経費内訳」を記入することとする。
3. 「構造規格又は規模の欄」は、機械、建物、育林、作業道及び整地等土地基盤整備について記載すること。また、要領の別表1に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、それぞれ1件(単品目)ごとの事業量、事業費等内訳を記載した「別紙内訳表」を添付し、「備考」欄にその旨、記載すること。
4. 「工期」欄は、工種又は施設区分の呼称単位ごとに記載すること。
5. 「備考」欄には、県の交付率を記載すること。また、事業主体が「課税業者」であり、消費税仕入控除税額が明らかな場合は、減額する額(消費税額)を記載すること。

3. 事業完了予定年月日

年 月 日

4. 収支予算

(1) 収 入

区 分		予 算 額					備 考
		県交付金	市町村費	制度融資	その他	計	
事業費	メニュー	円	円	円	円	円	
	計						
附 帯 事 務 費							
合 計							

(2) 支 出

区 分		予 算 額					経費算出の基礎
		県交付金	市町村費	制度融資	その他	計	
事業費	メニュー	円	円	円	円	円	
	計						
附 帯 事 務 費							
合 計							

(注1) 「経費算出の基礎」欄には、附帯事務費について旅費、賃金、消耗品費等支出項目別に内訳を記載すること。

(注2) 事業を行うにあたって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、「別紙 書式 甲」を添付すること。

別紙 書式 甲

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

- 1 交付金名
- 2 事業実施主体
- 3 担保施設の概要
  - (1) 名称（施設名）
  - (2) 所在地
  - (3) 構造・規模等
  - (4) 総事業費と負担区分
- 4 借入れの概要
  - (1) 借入先
  - (2) 制度融資名
  - (3) 資金区分
  - (4) 借入額
  - (5) 償還期間
  - (6) 債務保証
- 5 その他参考となる事項
  - (1) 事業計画書（要領第2の事業計画の担保対象施設）
  - (2) 償還予定表
  - (3) 利用する制度融資のパンフレット 等

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金変更承認申請書

【  
（ ）

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあったこの事業の実施について、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されたく申請します。

記

1. 変更の理由
2. 事業変更の内容及び経費の配分
3. 事業完了予定年月日  
年 月 日
4. 収支予算

(注) 2. ~ 4. の様式は、様式第1号の2. ~ 4. と同じとするが、変更前( )書と変更後裸書の欄を設けて、その内容が容易に対比できるように作成すること。

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金変更報告書

【  
( )

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあったこの事業の実施について、下記のとおり報告します。

記

1. 交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由

2. 事業遂行状況

メニュー	事業種目	計画		出来高		進捗度 (B/A)	残高		事業完了 予 定 年月日	備考
		事業量	総事業費 (A)	事業量	総事業費 (B)		事業量	総事業費 (A-B)		
			円		円	%		円		
	事業費計									
	附帯事務費									
	合計									



番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金  
事業着手（完了）届

【  
（ ）】

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金事業は、 年 月 日に  
着手（完了）したので、報告します。

記

（単位：円）

総事業費	経 費 内 訳			
	県交付金	市町村費	制度融資	その他

（注1）完了届は、原則として交付決定した事業メニュー完了時に提出すること。ただし、概算払請求を行う際は、「間伐材生産」は箇所ごと、「路網整備・機能強化」は路線ごと、「高性能林業機械等の整備」、「木材加工流通施設等の整備」及び「木質バイオマス利用促進施設の整備」は契約ごとの完了も可とする。

（注2）実績報告により完了を報告する場合は完了届の提出は不要とする。

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金遂行状況報告書

【  
( )

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあったこの事業について、  
年9月30日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付及び支払状況

メニュー	事業種目	県交付金	既 受 領 額		交 付 又 は 支 払 済 額			備 考
			年月日	金 額	交 付 又 は 支 払 先	年月日	金 額	
		円		円			円	
	事 業 費 計							
	附 帯 事 務 費							
	合 計							

2. 事業遂行状況

メニュー	事業種目	計 画		出 来 高		進 捗 度 (B/A)	残 高		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		事業量	総事業費 (A)	事業量	総事業費 (B)		事業量	総事業費 (A-B)		
			円		円	%		円		
	事 業 費 計									
	附 帯 事 務 費									
	合 計									

(注) 提出期限は、10月20日とする。

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金実績報告書

【  
( )

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった島根県林業・木材産業循環成長対策交付金について、下記のとおりその実績を報告します。  
(なお、あわせて精算額 円の交付を請求します。)

記

1. 事業の成績

(様式は、別紙様式第1号の「2. 事業の内容及び経費の配分」と同じとするが、表中の「交付金事業に要する経費」を「交付金事業に要した経費」とすること。  
また「(2) 事業計画」は、「(2) 事業実績」とすること。)

2. 事業完了年月日

年 月 日

3. 収 支 精 算

(1) 収 入

区 分		予 算 額					精算額	差引増 △減額	備考
		県交付金	市町村費	制度融資	その他	計			
事 業 費	メ ニ ュ ー	円	円	円	円	円	円	円	
	計								
附 帯 事 務 費									
合 計									

(2) 支 出

区 分		予 算 額	精 算 額	差引増△減額	精算額算出の基礎
事 業 費	メ ニ ュ ー	円	円	円	
	計				
附 帯 事 務 費					
合 計					

(注) 「精算額算出の基礎」欄には、附帯事務費について支出項目別に内訳を記載すること。

(3) 収支精算

区 分		精 算 額		差引額	備 考
		収 入	支 出		
事 業 費	メ ニ ュ ー	円	円	円	
	計				
附 帯 事 務 費					
合 計					

- (注) 1 本要綱の別表メニュー欄の附帯事業がある場合には、当該附帯事業費を備考欄に記入し、予算額、精算額ともに内数として計上すること。
- 2 第8第3項により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙様式第7号付表「 年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった島根県林業・木材産業循環成長対策交付金について、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額                | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)          |   |   |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額(3-2)                     | 金 | 円 |

(注) 別紙様式第7号付表 「 年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」、その他参考となる資料(3の金額の積算の内訳等)を添付すること。

別紙 様式第7号付表

年度島根県林業・木材産業循環成長対策交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

(事業実施主体)

区 分	事業実施 主体名	事業費	国庫交付 金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	国庫 交付率	仕入れに係 消費税等相当額	消費税 確定 未確定	備 考
合 計									

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業実施主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第13条第2項及び第13条第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業差にあつては「課税」と記載すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。  
なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

年度 月分島根県林業・木材産業循環成長対策交付金  
概算払請求書  
【  
( )

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあったこの事業について、  
下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

年 月 日現在

メニュー	事業種目	総事業費	県交付金 (A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A-B-C)		事業完了 予 定 年 月 日	備考
				金 額	出来高	金 額	月 日までの 予定出来高	金 額	3月31日までの 予定出来高		
		円	円	円	%	円	%	円	%		
	事業費計										
	附帯事務費										
	合計										

## 財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名: \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金等名 【対策名・事業名】				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目 (事業細目)	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分							
									交付金	都道府県費	市町村費					その他
	計															
	計															
	合計															

- 注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

誓約書

年 月 日

島根県知事 様

[補助事業者]

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇〇（補助事業者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[補助事業者] 様

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当該が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を考慮した場合は、この限りでない。